

社会福祉法人 京都市東山区社会福祉協議会  
社会福祉関係団体 事業助成要綱  
(共同募金配分事業「東山区共同募金公募型助成金」)

(趣 旨)

第1条 東山区の地域福祉推進においては、学区社協活動総合推進事業実施要綱により、学区社協活動を中心として充実強化を行っている。一方で、区内において高齢者、障害者、児童等を対象にした地域福祉向上につながる活動の推進に対しての支援・育成も重要である。

そこで、本会では共同募金を財源として、社会福祉関係団体等の地域福祉向上に寄与すると認められる活動に対して助成を行う。

(助成対象)

第2条 東山区内において地域福祉向上につながると認められる社会福祉関係の活動を行う当事者組織・団体、社会福祉関係団体、共同作業所、ボランティアグループとする。

(助成基準)

第3条 助成金の使途が明確であること。

区域レベルでの社会福祉を目的とした活動であること。

(助成金額)

第4条 本会の評議員会において決定された予算の範囲で、年間につき一団体 50、000円を上限として助成する。

(助成の決定)

第5条 助成団体並びに助成金額については、本会助成審査会において、申請団体より提出された書類をもとに審査を行い決定する。審査会の構成メンバーについては、本会正副会長・監事とする。

(助成の交付)

第6条 審査会において決定された助成金は、理事会において承認のうえ交付するものとする。

(助成の周知)

第7条 助成金の周知にあたっては、募集案内を作成し公募する。

(助成の申請)

第8条 助成金の申請方法については、募集案内に基づき、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、申請する。

(助成事業の報告)

第9条 当該年度末までに、所定の事業報告書にて事業報告を行うものとする。その際、支出を証明できる領収書等の写しを添付する。

(助成事業の公開)

第10条 本助成により実施された事業については、本会の広報等により事業内容を公開するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成事業に関し必要な事項は会長が別に定める。

(その他)

第12条 上記報告書の提出を行わなかった団体については、今後本助成の対象から除くものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日より施行する。

この要綱は、平成14年12月20日より一部改正し、施行する。

この要綱は、令和6年5月24日より一部改正し、施行する。